

飯塚後藤寺間乗合自動車從業員労働爭議

一、經營主體 西山武男（個人經營）

二、所在地 飯塚市吉原町

三、事業種類 一定路線に依る自動車旅客運輸業

四、資本金 二萬圓

五、従業員數 六名

六、争議參加人員 全員

七、争議發生年月日 昭和八年六月十一日

八、争議解決年月日 同 六月二十五日

九、争議發生原因

營業不振を理由として事業主は六月七日従業員に對し給料の一割値下を發表したるに由り従業員一同之を不服として反対し次の事項を要求して拒絕されたので十一日より罷業をなすに至つたのである。

法財團 協調會福岡出張所

十、要求事項

1、一割値下を五分減に止むこと

2、現在營業主方に強制的に止宿せしめられてゐるのを従業員の自由意思に任すること

十一、争議の経過

事業主は従業員の要求を拒絶し其の罷業に對して直ちに臨時遅轉手三名雇入れ營業を繼續し強硬態度に出でたので、従業員側に在りては十二日後藤寺警察署を訪問し、給料一割の引下を承認し、従業員の外泊を自由とし一人の宿直を置くことの條件にて調停方を申出でたるを以つて、警察は事業主の意嚮を徵したるところ断然拒絕し來つたので、従業員は同日更に事業主を訪問し給料の支拂、解雇手當並に積立金の元利支拂等を要求したるも拒絶された。越へて十三日従業員側は飯塚警察署に出頭し